

松江市消防本部から重要なお知らせ

違反対象物の公表制度

平成29年
4月1日～

重大な消防法令違反のある建物の情報を
松江市消防本部のホームページで公表します。



公表制度の目的

建物を利用する方自身が、安全の判断ができるように、重大な消防法令違反のある建物の名称等を公表します。

公表制度の対象となる建物

劇場・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・社会福祉施設などの多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物。

公表制度の対象となる違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、設置されていない建物。

公表する内容

- ・建物の名称【例：〇〇ビル】
- ・所在地【例：松江市〇〇町〇〇番地】
- ・違反の内容【例：自動火災報知設備未設置】



建物関係者の方へ

消防法令違反の原因は、大半が無届の増築や建物同士の接続によるものです。建物の増改築、用途変更、テナントの入店等をお考えの際は、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

《お問い合わせ》

- 松江市消防本部 予防課 ☎0852-32-9121(直通)
- 【橋北】北消防署 北査察係 ☎0852-32-9151(代表)
- 【橋南】南消防署 南査察係 ☎0852-22-1191(代表)

